

みどり市大間々町交流促進プラン策定業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月22日

みどり市長 須藤 昭男

1. 業務概要

- (1) 業務名
みどり市大間々町交流促進プラン策定業務
- (2) 業務内容
別紙「みどり市大間々町交流促進プラン策定業務仕様書（案）」のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に、官公庁により発注された計画の策定（改定を含む。）の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続をしていないこと。
- (4) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 法人税、市税、消費税等を滞納していないこと。
- (7) その他法令に違反していないこと及び違反するおそれがないこと。

3. 手続

みどり市大間々町交流促進プラン策定業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

なお、実施要領、仕様書等各種様式は、みどり市ホームページ上で公開する。

4. 事務担当

(1) 所在地

群馬県みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター)

(2) 担当窓口

みどり市産業観光部観光課 電子メール kanko@city.midori.gunma.jp
電話番号 0277-76-1270 (直通)